

(12) 特許協力条約に基づいて公開された国際出願

(19) 世界知的所有権機関
国際事務局

(43) 国際公開日
2017年3月9日(09.03.2017)



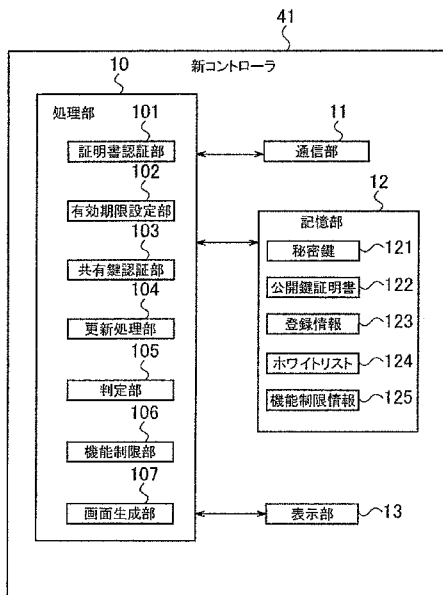
(10) 国際公開番号
WO 2017/038009 A1

- (51) 国際特許分類:
H04L 9/14 (2006.01) H04L 9/08 (2006.01)
G06F 21/44 (2013.01) H04L 9/32 (2006.01)
- (21) 国際出願番号: PCT/JP2016/003595
- (22) 国際出願日: 2016年8月4日(04.08.2016)
- (25) 国際出願の言語: 日本語
- (26) 国際公開の言語: 日本語
- (30) 優先権データ:
特願 2015-170760 2015年8月31日(31.08.2015) JP
- (71) 出願人: パナソニックIPマネジメント株式会社 (PANASONIC INTELLECTUAL PROPERTY MANAGEMENT CO., LTD.) [JP/JP]; 〒5406207 大阪府大阪市中央区城見2丁目1番61号 Osaka (JP).
- (72) 発明者: 高添 智樹(TAKAZOE, Tomoki). 増田 洋一(MASUDA, Yoichi). 松島 秀樹(MATSUSHIMA, Hideki). 海上 勇二(UNAGAMI, Yuji).
- (74) 代理人: 鎌田 健司, 外(KAMATA, Kenji et al.); 〒5406207 大阪府大阪市中央区城見2丁目1番61号パナソニックIPマネジメント株式会社内 Osaka (JP).
- (81) 指定国 (表示のない限り、全ての種類の国内保護が可能): AE, AG, AL, AM, AO, AT, AU, AZ, BA, BB, BG, BH, BN, BR, BW, BY, BZ, CA, CH, CL, CN, CO, CR, CU, CZ, DE, DK, DM, DO, DZ, EC, EE, EG, ES, FI, GB, GD, GE, GH, GM, GT, HN, HR, HU, ID, IL, IN, IR, IS, KE, KG, KN, KP, KR, KZ, LA, LC, LK, LR, LS, LU, LY, MA, MD, ME, MG, MK, MN, MW, MX, MY, MZ, NA, NG, NI, NO, NZ, OM, PA, PE, PG, PH, PL, PT, QA, RO, RS, RU, RW, SA, SC, SD, SE, SG, SK, SL, SM, ST, SV, SY, TH, TJ, TM, TN, TR, TT, TZ, UA, UG, US, UZ, VC, VN, ZA, ZM, ZW.
- (84) 指定国 (表示のない限り、全ての種類の広域保護が可能): ARIPO (BW, GH, GM, KE, LR, LS, MW, MZ, NA, RW, SD, SL, ST, SZ, TZ, UG, ZM, ZW), ユーラシア (AM, AZ, BY, KG, KZ, RU, TJ, TM), ヨーロッパ (AL, AT, BE, BG, CH, CY, CZ, DE, DK, EE, ES, FI, FR, GB, GR, HR, HU, IE, IS, IT, LT, LU, LV, MC,

[続葉有]

(54) Title: CONTROLLER, COMMUNICATION METHOD, AND COMMUNICATION SYSTEM

(54) 発明の名称: コントローラ、通信方法、及び通信システム



(57) Abstract: Provided is a novel controller (that supports apparatus authentication) (41) for performing encrypted communication with an apparatus that succeeds in mutual authentication in which an electronic certificate is used, wherein the novel controller is provided with: a determination unit (105) for determining whether an apparatus to be communicated with is an authentication-supporting apparatus that supports mutual authentication; a function-limiting unit (106) which, when it is determined by the determination unit (105) that the apparatus to be communicated with is not an authentication-supporting apparatus, limits a function among the functions of the apparatus to be communicated with that can be operated from the novel controller (that supports apparatus authentication) (41); and a communication unit (11) for performing communication in plain text with the apparatus to be communicated with under the function limitation by the function-limiting unit (106).

(57) 要約:

[続葉有]

- | | | | |
|-----|---------------------------------|-----|---------------------------------|
| 10 | Processing unit | 105 | Determination unit |
| 11 | Communication unit | 106 | Function-limiting unit |
| 12 | Storage unit | 107 | Screen generation unit |
| 13 | Display unit | 121 | Secret key |
| 41 | Novel controller | 122 | Public key certificate |
| 101 | Certificate authentication unit | 123 | Registration information |
| 102 | Expiration date setting unit | 124 | White list |
| 103 | Shared key authentication unit | 125 | Function limitation information |
| 104 | Update processing unit | | |



WO 2017/038009 A1

MK, MT, NL, NO, PL, PT, RO, RS, SE, SI, SK, SM, 添付公開書類:
TR), OAPI (BF, BJ, CF, CG, CI, CM, GA, GN, GQ, GW, — 国際調査報告 (条約第 21 条(3))
KM, ML, MR, NE, SN, TD, TG).

新コントローラ（機器認証対応）（41）は、電子証明書を用いた相互認証に成功した機器と暗号化通信を行うコントローラであって、通信対象の機器が相互認証に対応している認証対応機器であるか否かを判定する判定部（105）と、判定部（105）により認証対応機器でないと判定された場合、その通信対象の機器が有する機能のうち、新コントローラ（機器認証対応）（41）から操作可能な機能を制限する機能制限部（106）と、機能制限部（106）による機能制限のもと通信対象の機器と平文で通信を行う通信部（11）とを備える。

明 細 書

発明の名称：コントローラ、通信方法、及び通信システム

技術分野

[0001] 本発明は、電子証明書を用いた相互認証に成功した機器と暗号化通信を行うコントローラ、通信方法、及び通信システムに関する。

背景技術

[0002] 近年、ホームエリアネットワークにコントローラを接続し、機器と外部のサーバとの間の通信をコントローラを介して行う場合がある（例えば特許文献1参照）。そこで、コントローラと各機器との接続を安全に設定することで家庭内の通信を制御し、不正機器のなりすましによる接続、又は、通信内容の傍受による情報漏洩などを防止することが求められる。

[0003] 例えば、認証局により発行された公開鍵証明書（電子証明書）を用いて機器同士が相互認証を行う認証システムにおいて、各機器が初回登録時に公開鍵証明書を用いて共有鍵を生成し、この共有鍵を用いて以後の認証を簡略化する技術が知られている（例えば特許文献2参照）。

先行技術文献

特許文献

[0004] 特許文献1：特開2014-217073号公報

特許文献2：特開2004-247799号公報

発明の概要

発明が解決しようとする課題

[0005] ところで、実運用としては、上述したような電子証明書を用いた相互認証（以下、「機器認証」という。）に対応している機器と対応していない機器とが混在する環境がある。このような環境でも、機器認証に対応していない機器を安全に操作することが望まれる。

[0006] 本発明は、上記問題点を鑑み、機器認証に対応している機器と対応していない機器とが混在する環境でも、機器認証に対応していない機器を安全に操

作することができるコントローラ、通信方法、及び通信システムを提供することを目的とする。

課題を解決するための手段

[0007] 上記目的を達成するために、本発明の第1の態様に係るコントローラは、電子証明書を用いた相互認証に成功した機器と暗号化通信を行うコントローラであって、通信対象の機器が前記相互認証に対応している認証対応機器であるか否かを判定する判定部と、前記判定部により前記認証対応機器でないと判定された場合、前記通信対象の機器が有する機能のうち、当該コントローラから操作可能な機能を制限する機能制限部と、前記機能制限部による機能制限のもと前記通信対象の機器と平文で通信を行う通信部とを備えるコントローラであることを要旨とする。

[0008] 本発明の第2の態様に係る通信方法は、コントローラが電子証明書を用いて相互認証に成功した機器と暗号化通信を行う場合の通信方法であって、前記コントローラが、通信対象の機器が前記相互認証に対応している認証対応機器であるか否かを判定する判定ステップと、前記コントローラが、前記判定ステップで前記認証対応機器でないと判定した場合、前記通信対象の機器が有する機能のうち、当該コントローラから操作可能な機能を制限する機能制限ステップと、前記コントローラが、前記機能制限ステップにおける機能制限のもと前記通信対象の機器と平文で通信を行う通信ステップとを含む通信方法であることを要旨とする。

[0009] 本発明の第3の態様に係る通信システムは、コントローラが電子証明書を用いて相互認証に成功した機器と暗号化通信を行う通信システムであって、前記コントローラが、通信対象の機器が前記相互認証に対応している認証対応機器であるか否かを判定する判定部と、前記判定部により前記認証対応機器でないと判定された場合、前記通信対象の機器が有する機能のうち、当該コントローラから操作可能な機能を制限する機能制限部と、前記機能制限部による機能制限のもと前記通信対象の機器と平文で通信を行う通信部とを備える通信システムであることを要旨とする。

発明の効果

[0010] 本発明によれば、機器認証に対応している機器と対応していない機器とが混在する環境でも、機器認証に対応していない機器を安全に操作することができるコントローラ、通信方法、及び通信システムを提供することができる。

図面の簡単な説明

[0011] [図1]図1は、本発明の実施の形態に係る認証システムの基本的な構成を説明するブロック図である。

[図2]図2は、本発明の実施の形態に係る認証システムが備えるコントローラの基本的な構成を説明するブロック図である。

[図3]図3は、本発明の実施の形態に係る認証システムに用いる公開鍵証明書の基本的なデータ構成を説明するブロック図である。

[図4]図4は、本発明の実施の形態に係る認証システムに用いる登録情報の基本的なデータ構成を説明するブロック図である。

[図5]図5は、本発明の実施の形態に係る認証システムが備える機器の基本的な構成を説明するブロック図である。

[図6]図6は、本発明の実施の形態に係る認証システムに用いる登録情報の基本的なデータ構成を説明するブロック図である。

[図7]図7は、本発明の実施の形態に係る認証システムの動作を説明するシーケンス図である。

[図8]図8は、本発明の実施の形態に係る認証システムにおける公開鍵証明書を用いた相互認証の処理を説明するシーケンス図である。

[図9]図9は、本発明の実施の形態に係る認証システムにおける共有鍵を用いた相互認証の処理を説明するシーケンス図である。

[図10]図10は、本発明の実施の形態に係る認証システムにおける公開鍵証明書の更新の処理を説明するシーケンス図である。

[図11]図11は、本発明の実施の形態に係る通信システムにおいてレガシー機器への対応が必要なケースを説明するための概念図である。

[図12]図12は、本発明の実施の形態に係る通信システムが備える新コントローラ（機器認証対応）の基本的な構成を説明するブロック図である。

[図13]図13は、本発明の実施の形態に係る通信システムが備える新コントローラ（機器認証対応）と他の機器との接続例を示すブロック図である。

[図14]図14は、本発明の実施の形態に係る通信システムが備える新コントローラ（機器認証対応）の動作を示すフローチャートである。

[図15]図15は、本発明の実施の形態に係る通信システムが備える新コントローラ（機器認証対応）の表示部に表示される画面例を示す図である。

[図16]図16は、本発明の実施の形態に係る通信システムが備える新コントローラ（機器認証対応）の表示部に表示される別の画面例を示す図である。

[図17]図17は、本発明の実施の形態に係る通信システムが備える新コントローラ（機器認証対応）の記憶部に記憶される機能制限情報の一例を示す図である。

発明を実施するための形態

[0012] 以下、本実施の形態に係るコントローラ等について、図面を参照しながら説明する。なお、以下に説明する実施の形態は、いずれも本発明の好ましい一具体例を示すものである。したがって、以下の実施の形態で示される、数値、形状、材料、構成要素、構成要素の配置位置や接続形態、及び、工程（ステップ）や工程の順序などは、一例であって本発明を限定する主旨ではない。よって、以下の実施の形態における構成要素のうち、本発明の最上位概念を示す独立請求項に記載されていない構成要素については、任意の構成要素として説明される。なお、各図は、模式図であり、必ずしも厳密に図示されたものではない。

[0013] 以下の図面の記載において、同一又は類似の部分には同一又は類似の符号を付し、重複する説明を省略している部分もある。

[0014] （実施の形態）

《基本構成》

本実施の形態に係る通信システムは、以下に説明する認証システムを前提

としている。

[0015] (認証システム)

本実施の形態に係る認証システムは、図1に示すように、コントローラ1と、複数の機器2と、通信回線であるインターネット3を介して、コントローラ1に通信可能に接続されるサーバ4とを備える。サーバ4は、コントローラ1及び複数の機器2に対して公開鍵証明書を発行し、発行した公開鍵証明書を管理する認証局である。

[0016] コントローラ1(第1機器)は、例えば、複数の機器2の使用電力量、発電余剰電力量等を管理するホームエネルギーマネジメントシステム(HEMS)におけるコントローラである。コントローラ1は、複数の機器2と通信可能に接続される通信機器である。コントローラ1は、複数の機器2と相互認証して複数の機器2を登録することにより、複数の機器2とHEMS5を構成する。

[0017] コントローラ1は、図2に示すように、処理部10と、処理部10の制御に応じて他と通信する通信部11と、プログラムや各種データ等の情報を記憶する記憶部12とを備える。通信部11が行う通信は、無線通信であっても有線通信であってもよい。記憶部12は、コントローラ1自身の秘密鍵121及び公開鍵証明書122と、既に登録した機器2に関する情報である登録情報123とを記憶する。

[0018] 公開鍵証明書122は、図3に示すように、公開鍵証明書122のバージョン、発行者、有効期間の開始時、有効期間の終了時(有効期限)、証明書ID(識別子)、コントローラ1の公開鍵、及び、サーバ4の署名を含む。公開鍵証明書122の公開鍵は、秘密鍵121に対応する。公開鍵証明書122の署名は、サーバ4の秘密鍵を用いて作成される。公開鍵証明書122は、サーバ4により発行され、コントローラ1の製造時に記憶部12に記憶される。

[0019] 登録情報123は、図4に示すように、既に登録された機器2を識別する機器ID、各機器2の公開鍵証明書222(図6参照)を識別する証明書ID

D、共有鍵（事前共有鍵）、グループ鍵、セッション鍵、及び、セッション残り時間を含む。共有鍵は、コントローラ1と各機器2との間でそれぞれ共有される。グループ鍵は、コントローラ1が各機器2に一斉送信する情報の暗号化及び復号化に用いられる。同一のグループに属する機器2は、同一のグループ鍵をコントローラ1と共有する。セッション鍵は、コントローラ1と各機器2との間のユニキャスト通信の暗号化及び復号化に用いられる。セッション残り時間は、コントローラ1と各機器2との間で設定される、セッションが有効である残り時間である。

[0020] 処理部10は、証明書認証部101と、有効期限設定部102と、共有鍵認証部103と、更新処理部104とを論理構造として有する。処理部10は、中央演算装置（CPU）等の処理装置からなる。

[0021] 証明書認証部101は、公開鍵証明書122及び認証する対象機器である機器2の公開鍵証明書222を用いて、機器2と相互認証することにより、機器2と共有する共有鍵を生成する。有効期限設定部102は、公開鍵証明書122及び公開鍵証明書222のいずれかの有効期限を、証明書認証部101により生成された共有鍵に設定する。

[0022] 共有鍵認証部103は、共有鍵に設定された有効期限が切れていない場合において、公開鍵証明書122及び公開鍵証明書222を用いず、証明書認証部101により生成された共有鍵を用いて機器2と相互認証する。更新処理部104は、共有鍵に設定された有効期限が切れている場合において、公開鍵証明書122を新たな公開鍵証明書122に更新する。

[0023] 機器2（第2機器）は、例えば、エアコン、冷蔵庫、照明装置等の負荷機器、太陽電池、蓄電池等の電源機器の他、スマートメータ等からそれぞれ構成される。機器2は、コントローラ1に登録されることによりHEMS5に加入し、コントローラ1と暗号化通信を行う通信機器である。機器2は、制御機能、管理機能等を有するコントローラ1と同等の機器であってもよい。なお、管理機能を有する機器が同一ネットワークにおいて複数存在する場合、先に接続される機器のみが管理機能を発現し、後に接続される機器は管理

機能を発現しない。

- [0024] 各機器 2 は、図 5 に示すように、処理部 20 と、処理部 20 の制御に応じてコントローラ 1 と通信する通信部 21 と、プログラムや各種データを記憶する記憶部 22 とを備える。通信部 21 が行う通信は、無線通信であっても有線通信であってもよい。記憶部 22 は、機器 2 自身の秘密鍵 221 及び公開鍵証明書 222 と、機器 2 自身が登録されるコントローラ 1 に関する情報である登録情報 223 とを記憶する。
- [0025] 公開鍵証明書 222 は、公開鍵証明書 122 と同様に、公開鍵証明書 222 のバージョン、発行者、有効期間の開始時、有効期間の終了時（有効期限）、証明書 ID、機器 2 の公開鍵、及び、サーバ 4 の署名を含む。公開鍵証明書 222 の公開鍵は、秘密鍵 221 に対応する。公開鍵証明書 222 の署名は、サーバ 4 の秘密鍵を用いて作成される。公開鍵証明書 222 は、サーバ 4 により発行され、機器 2 の製造時に記憶部 22 に記憶される。
- [0026] 登録情報 223 は、図 6 に示すように、機器 2 自身が登録されるコントローラ 1 を識別するコントローラ ID、コントローラ 1 の公開鍵証明書 122 を識別する証明書 ID、共有鍵、グループ鍵、セッション鍵、及び、セッション残り時間を含む。共有鍵は、コントローラ 1 と各機器 2 との間で共有される。グループ鍵は、コントローラ 1 が機器 2 に対して一斉送信する情報の暗号化及び復号化に用いられる。セッション鍵は、コントローラ 1 との間のユニキャスト通信の暗号化及び復号化に用いられる。セッション残り時間は、コントローラ 1 との間で設定される、セッションが有効な残り時間である。
- [0027] 処理部 20 は、証明書認証部 201 と、有効期限設定部 202 と、共有鍵認証部 203 と、更新処理部 204 とを論理構造として有する。処理部 20 は、CPU 等の処理装置からなる。
- [0028] 証明書認証部 201 は、公開鍵証明書 222 及び認証の対象機器であるコントローラ 1 の公開鍵証明書 122 を用いて、コントローラ 1 と相互認証することにより、コントローラ 1 と共有する共有鍵を生成する。有効期限設定

部 202 は、公開鍵証明書 222 及び公開鍵証明書 122 のいずれかの有効期限を、証明書認証部 201 により生成された共有鍵に設定する。

[0029] 共有鍵認証部 203 は、共有鍵に設定された有効期限が切れていない場合において、公開鍵証明書 222 及び公開鍵証明書 122 を用いず、証明書認証部 201 により生成された共有鍵を用いて機器 2 と相互認証する。更新処理部 204 は、共有鍵に設定された有効期限が切れている場合において、公開鍵証明書 222 を新たな公開鍵証明書 222 に更新する。

[0030] (認証方法)

図 7 のシーケンス図を参照して、本実施の形態に係る認証システムによる認証方法を説明する。

[0031] 先ず、ステップ S1 において、機器 2 の証明書認証部 201 は、通信部 21 を介して、公開鍵証明書を用いた認証を要求する認証要求、自身の機器 ID 及び公開鍵証明書 222 をコントローラ 1 に送信する。コントローラ 1 の通信部 11 は、ステップ S1 において機器 2 から送信された認証要求、機器 ID 及び公開鍵証明書 222 を受信する。

[0032] ステップ S2 において、コントローラ 1 の証明書認証部 101 は、通信部 11 を介して取得した認証要求に応じて、証明書認証部 201 と共に、公開鍵証明書 122 及び公開鍵証明書 222 を用いた相互認証を行う。ステップ S2 における相互認証は、公開鍵基盤 (PKI) に基づく相互認証である。

[0033] 証明書認証部 101 及び証明書認証部 201 は、互いの公開鍵証明書の正当性を確認し、相互認証が成功することにより、鍵交換方式により共有鍵を生成する。有効期限設定部 102 及び有効期限設定部 202 は、証明書認証部 101 及び証明書認証部 201 により、コントローラ 1 及び機器 2 に共有された共有鍵に、公開鍵証明書 122 及び公開鍵証明書 222 のいずれかの有効期限を設定する。なお、証明書認証部 101 及び証明書認証部 201 は、公開鍵証明書を用いた相互認証が失敗した場合、処理を終了する。

[0034] ステップ S3 において、共有鍵認証部 103 及び共有鍵認証部 203 は、コントローラ 1 及び機器 2 に共有された共有鍵に設定された有効期限が切れ

ていない場合において、公開鍵証明書122及び公開鍵証明書222を用いず、共有鍵を用いて相互認証する。共有鍵認証部103及び共有鍵認証部203は、互いの共有鍵の正当性を確認し、相互認証が成功することにより、必要な場合、グループ鍵、セッション鍵及びセッション有効期間等を設定する。なお、共有鍵認証部103及び共有鍵認証部203は、共有鍵を用いた相互認証が失敗した場合、処理を終了する。

[0035] ステップS4において、共有鍵認証部203は、共有鍵、設定したグループ鍵、セッション鍵及びセッション有効期間等を、コントローラ1のコントローラID及び公開鍵証明書122の証明書IDと関連付けて登録情報223として登録する。

[0036] ステップS5において、共有鍵認証部103は、コントローラ1のコントローラID及び公開鍵証明書122の証明書IDと、機器2の機器ID及び公開鍵証明書222の証明書IDとを、通信部11を介して、サーバ4に送信する。このとき通信部11は、サーバ4とSSL (Secure Socket Layer) 通信を行う。

[0037] ステップS6において、共有鍵認証部103は、共有鍵、設定したグループ鍵、セッション鍵及びセッション有効期間等を、機器2の機器及び公開鍵証明書222の証明書IDと関連付けて登録情報223として登録する。

[0038] ステップS7において、サーバ4は、ステップS5において送信されたコントローラ1のコントローラID及び公開鍵証明書122の証明書IDと、機器2の機器ID及び公開鍵証明書222の証明書IDとを受信し、認証された通信機器として登録する。なお、ステップS5とステップS7の動作を省略してもよい。

[0039] (公開鍵証明書を用いた相互認証)

図8のシーケンス図を参照して、図7のシーケンス図のステップS2における公開鍵証明書を用いた相互認証の処理の一例を説明する。

[0040] ステップS21において、証明書認証部101は、機器2から送信された公開鍵証明書222の有効性を、証明書失効リスト(CRL)等で検証する

。その他、証明書認証部101は、公開鍵証明書222の有効期限を検証する。証明書認証部101は、公開鍵証明書222が有効と確認される場合、ステップS22に処理を進め、失効と判断される場合、処理を終了する。

[0041] ステップS22において、証明書認証部101は、公開鍵証明書222の署名を、サーバ4の公開鍵を用いて検証する。証明書認証部101は、公開鍵証明書222の署名が正当と確認される場合、ステップS23に処理を進め、失効と判断される場合、処理を終了する。

[0042] ステップS23において、証明書認証部101は、通信部11を介して、コントローラ1のコントローラID及び公開鍵証明書122を、認証要求を送信した機器2に送信する。機器2の証明書認証部201は、コントローラ1から送信されたコントローラID及び公開鍵証明書122を、通信部21を介して取得する。

[0043] ステップS24において、証明書認証部201は、公開鍵証明書122の有効性を、CRL、有効期限等で検証する。証明書認証部201は、公開鍵証明書222が有効と確認される場合、ステップS25に処理を進め、失効と判断される場合、処理を終了する。

[0044] ステップS25において、証明書認証部201は、公開鍵証明書122の署名を、サーバ4の公開鍵を用いて検証する。証明書認証部201は、公開鍵証明書122の署名が正当と確認される場合、ステップS26に処理を進め、失効と判断される場合、処理を終了する。

[0045] ステップS26において、証明書認証部201は、公開鍵証明書122に対する検証が成功した旨を通知する成功通知をコントローラ1に送信する。なお、ステップS21～ステップS26における電子署名方式及び検証方法は、楕円曲線デジタル署名アルゴリズム（ECDSA）に基づくものとしてすることができる。

[0046] ステップS27及びステップS28において、証明書認証部101及び証明書認証部201は、鍵交換方式により、共有鍵を生成する。この鍵交換方式は、楕円曲線ディフィー・ヘルマン鍵共有（ECDH）方式とすることが

できる。また、共有鍵は、高度暗号化標準（AES）の鍵長128ビットを用いることとし、上記で共有した値からハッシュ値を計算し、計算したハッシュ値の上位128ビットとすることができる。

[0047] 有効期限設定部102及び有効期限設定部202は、証明書認証部101及び証明書認証部201により生成された共有鍵に、公開鍵証明書122及び公開鍵証明書222のいずれかの有効期限を設定する。有効期限設定部102及び有効期限設定部202は、例えば、公開鍵証明書122及び公開鍵証明書222の有効期限のうち、短い方の有効期限を共有鍵の有効期限として設定する。記憶部12及び記憶部22は、共有鍵及び共有鍵に設定された有効期限を互いに関連付けて記憶する。

[0048] （共有鍵を用いた相互認証）

図9のシーケンス図を参照して、図7のシーケンス図のステップS3における共有鍵を用いた相互認証の処理の一例を説明する。共有鍵を用いた相互認証は、チャレンジレスポンス認証方式により行われる。

[0049] ステップS301及びステップS302において、共有鍵認証部103及び共有鍵認証部203は、共有鍵に設定された有効期限を確認する。有効期限の確認は、所定のタイミングで行われる。有効期限の確認は、例えば、コントローラ1と機器2との通信のセッション更新時に行われるようにしてもよい。

[0050] 共有鍵の有効期限が切れている場合、証明書認証部101は、現在の処理を停止して機器2からの新たな認証要求を待機する。或いは、証明書認証部101は、現状の公開鍵証明書122を用いて新たな認証要求を機器2に送信するようにしてもよい。共有鍵認証部103は、有効期限が切れていない場合、ステップS303に処理を進める。ステップS303において、共有鍵認証部103は、任意の乱数Aを生成し、通信部11を介して機器2に送信する。

[0051] ステップS304において、共有鍵認証部203は、コントローラ1から送信され、通信部21を介して取得した乱数Aを、共有鍵を用いて暗号化し

、暗号化乱数 a を算出する。また、共有鍵認証部 203 は、任意の乱数 B を生成する。ステップ S305 において、共有鍵認証部 203 は、算出した暗号化乱数 a 及び生成した乱数 B を、通信部 21 を介してコントローラ 1 に送信する。

[0052] ステップ S306 において、共有鍵認証部 103 は、機器 2 から送信された暗号化乱数 a 及び乱数 B を、通信部 11 を介して取得し、暗号化乱数 a を、共有鍵を用いて復号化する。共有鍵認証部 103 は、復号結果と乱数 A とが一致した場合、乱数 A に対する検証が成功したものであるとして、ステップ S307 に処理を進め、復号結果と乱数 A とが一致しない場合、処理を終了する。

[0053] ステップ S307 において、共有鍵認証部 103 は、機器 2 から送信された乱数 B を、共有鍵を用いて暗号化し、暗号化乱数 b を算出する。

[0054] ステップ S308 において、共有鍵認証部 103 は、必要な場合、グループ鍵を生成する。グループ鍵は、例えば AES の鍵長 128 ビットとすることができる。或いは、共有鍵認証部 103 は、登録情報 123 を参照し、既に生成済みのグループ鍵を取得する。ステップ S309 において、共有鍵認証部 103 は、セッション鍵を生成する。セッション鍵は、例えば AES の鍵長 128 ビットとすることができる。

[0055] ステップ S310 において、共有鍵認証部 103 は、所定のセッション有効期間（例えば 24 時間、72 時間等）を設定する。ステップ S311 において、共有鍵認証部 103 は、ステップ S308 及びステップ S309 において取得したグループ鍵及びセッション鍵を、共有鍵を用いて暗号化する。なお、ステップ S308～ステップ S311 における処理は、通信のためにグループ鍵及びセッション鍵の生成が必要な場合に行われる処理であり、省略可能である。

[0056] ステップ S312 において、共有鍵認証部 103 は、暗号化乱数 b 、暗号化されたグループ鍵及びセッション鍵、セッション有効期間を、通信部 11 を介して機器 2 に送信する。機器 2 の通信部 21 は、コントローラ 1 から送

信された暗号化乱数**b**、暗号化されたグループ鍵及びセッション鍵、セッション有効期間を受信する。

[0057] ステップS 3 1 3において、共有鍵認証部2 0 3は、通信部2 1から取得した暗号化乱数**b**を、共有鍵を用いて復号化する。共有鍵認証部2 0 3は、復号結果と乱数Bとが一致した場合、乱数Bに対する検証が成功したものとして、ステップS 3 1 4に処理を進め、復号結果と乱数Bとが一致しない場合、処理を終了する。

[0058] ステップS 3 1 4において、共有鍵認証部2 0 3は、暗号化されたグループ鍵及びセッション鍵を、共有鍵を用いて復号化する。また、ステップS 3 1 5において、乱数Bに対する検証が成功した旨を通知する成功通知をコントローラ1に送信する。

[0059] (有効期限切れの場合の処理)

図1 0のシーケンス図を参照して、図9のシーケンス図のステップS 3 0 1及びステップS 3 0 2において、共有鍵の有効期限を確認した結果、有効期限が切れていた場合の他の処理の一例を説明する。

[0060] ステップS 1 1において、更新処理部1 0 4は、新たな秘密鍵1 2 1及び新たな秘密鍵1 2 1に対応する新たな公開鍵を生成する。ステップS 1 2において、更新処理部1 0 4は、生成した新たな公開鍵を、通信部1 1を介してサーバ4に送信する。

[0061] ステップS 1 3において、サーバ4は、ステップS 1 2において送信された公開鍵を受信し、公開鍵にサーバ4の署名等を付し、新たな公開鍵証明書1 2 2を発行する。ステップS 1 4において、サーバ4は、新たな公開鍵証明書1 2 2をコントローラ1に送信する。

[0062] ステップS 1 5において、更新処理部1 0 4は、ステップS 1 4において送信された新たな公開鍵証明書1 2 2を受信し、記憶部1 2に既に記憶される公開鍵証明書1 2 2を新たな公開鍵証明書1 2 2に置き換えて記憶させる。このようにコントローラ1は、有効な新たな公開鍵証明書1 2 2を用いて機器2と相互認証を行い、新たな有効期限が設定された共有鍵を生成するこ

とができる。

[0063] 本実施の形態に係る認証システムによれば、公開鍵証明書 1 2 2 又は公開鍵証明書 2 2 2 の有効期限を共有鍵に設定することにより、公開鍵証明書の有効期限を考慮して共有鍵による相互認証が可能であり、通信の安全性及び信頼性を向上することができる。

[0064] また、本実施の形態に係る認証システムによれば、公開鍵証明書 1 2 2 及び公開鍵証明書 2 2 2 の有効期限のうち、短い方の期限を共有鍵に設定することにより、通信の安全性及び信頼性を更に向上することができる。

[0065] また、本実施の形態に係る認証システムによれば、有効期限の確認をセッション更新毎に行うことにより、有効でない共有鍵を検知する効率を向上し、通信の安全性及び信頼性を更に向上することができる。

[0066] 《レガシー機器への対応》

ところで、実運用としては、上述したような電子証明書を用いた相互認証（以下、「機器認証」という。）に対応している機器と対応していない機器とが混在する環境がある。このような環境でも、機器認証に対応していない機器を安全に操作することが望まれる。

[0067] 以下、本実施の形態に係る通信システムについて説明する。以下の説明では、機器認証に対応している機器を「認証対応機器」といい、機器認証に対応していない機器を「レガシー機器」という。機器認証については、《基本構成》において説明した通りである。

[0068] （通信システム）

図 1 1 は、本実施の形態に係る通信システムにおいてレガシー機器への対応が必要なケースを説明するための概念図である。ここでは、図 1 1 の左側に示すように、コントローラ（レガシー） 3 1、機器（レガシー） 3 2、及び、メディアコンバータ（レガシー） 3 3 等のレガシー機器のみで通信システムが構成されている場合を想定している。

[0069] このような通信システムにおいて、ケース 1 は、新機器（機器認証対応） 4 2 を新たに導入したケースを示している。コントローラ（レガシー） 3 1

から新機器（機器認証対応）42を操作することは禁止されているため、新たに導入した新機器（機器認証対応）42を操作することができない問題がある。この問題の対策としては、コントローラ（レガシー）31をファームアップ又は交換することが考えられる。

[0070] 次に、ケース2は、新コントローラ（機器認証対応）41を新たに導入したケースを示している。新コントローラ（機器認証対応）41は、機器認証に対応しているものの、機器（レガシー）32等のレガシー機器は、機器認証に対応していない。そのため、新コントローラ（機器認証対応）41と機器（レガシー）32との相互認証は失敗することになる。すなわち、新たに導入した新コントローラ（機器認証対応）41からレガシー機器を操作することができない問題がある。この問題の対策としては、新コントローラ（機器認証対応）41によるレガシー機器の操作を条件付きで許容することが考えられる（後述する）。

[0071] 最後に、ケース3は、新機器（機器認証対応）42と新コントローラ（機器認証対応）41を新たに導入したケースを示している。このケース3でも、機器（レガシー）32等のレガシー機器が混在する以上、ケース2と同様の問題がある。

[0072] （新コントローラ）

図12は、本実施の形態に係る通信システムが備える新コントローラ（機器認証対応）41の基本的な構成を説明するブロック図である。新コントローラ（機器認証対応）41は、電子証明書を用いた相互認証に成功した機器と暗号化通信を行うコントローラであって、図12に示すように、処理部10と、通信部11と、記憶部12と、表示部13とを備える。処理部10には、判定部105と、機能制限部106と、画面生成部107が含まれる。記憶部12には、ホワイトリスト124と、機能制限情報125とが含まれる。

[0073] 判定部105は、通信対象の機器が認証対応機器であるか否かを判定する。機能制限部106は、判定部105により認証対応機器でないと判定され

た場合、その通信対象の機器が有する機能のうち、新コントローラ（機器認証対応）41から操作可能な機能を制限する。通信部11は、機能制限部106による機能制限のもと通信対象の機器と平文で通信を行う。これにより、新コントローラ（機器認証対応）41とレガシー機器とを接続し、新コントローラ（機器認証対応）41によるレガシー機器の操作を条件付きで許容することが可能である。

[0074] 画面生成部107は、各種の画面を生成する。表示部13は、画面生成部107により生成された各種の画面を表示する表示装置である。ホワイトリスト124は、AIF等の特定の規格に合致する機器に関する情報（メーカー、型番等）を列挙した許可リストである。機能制限情報125は、段階的なセキュリティレベルに応じて異なる強度の機能制限を規定した情報であり、機能制限部106によって参照される。その他の各処理部については、上述の《基本構成》において説明した通りである。

[0075] なお、新コントローラ（機器認証対応）41と表示部13とは一体でなくてもよい。すなわち、表示部13は、新コントローラ（機器認証対応）41と通信可能な表示装置であればよく、例えば、スマートフォンなどの別端末機であってもよい。

[0076] (AIF)

エアコン、照明、蓄電池、給湯機、電気自動車充放電器、燃料電池、太陽光発電及びスマートメータは、HEMSにおいて相互接続がより重要な機器と位置付けられている。AIF (Application Interface) は、このような重要な機器について、相互接続性向上のため、ECHONET-Liteのアプリケーションレベルでの使い方を規定した仕様書である。

[0077] AIFに対応している機器は、ユニバーサルなECHONET-Lite規格に準拠しているレガシー機器に比べて認証の機能は高いと言える。そのため、AIFに対応している機器に対する機能制限は、レガシー機器に対する機能制限に比べて緩和する。

[0078] 具体的には、判定部105は、通信対象の機器が認証対応機器でないと判

定した場合、更に、通信対象の機器が許可リスト（ホワイトリスト124）に合致した許可機器であるか許可リストに合致しない非許可機器（レガシー機器）であるかを判定する。このようにすれば、判定部105により許可機器であると判定された場合は非許可機器であると判定された場合に比べて機能制限を少なくすることができる。

[0079] （接続例）

以下、新コントローラ（機器認証対応）41の構成をその動作とともに説明する。ここでは、図13に示すように、新機器（機器認証対応）42、機器（AIF対応）52、機器（レガシー）32等の様々な機器が混在する環境を想定している。また、機器認証は、ボタン押下をトリガーとして実行されるものとする。

[0080] まず、ユーザが新コントローラ（機器認証対応）41と新機器（機器認証対応）42のボタンを押下したとする。これにより、新コントローラ（機器認証対応）41は、新機器（機器認証対応）42と機器認証を実行することで、認証対応機器であるか否かを判定する（図14、ステップS31→S32→S33）。そして、新機器（機器認証対応）42から機器IDや公開鍵証明書222等を受信すると、認証対応機器であると判定する（図14、ステップS33：YES）。このように認証対応機器であると判定した場合、セキュリティレベルを「3」と判定し（図14、ステップS34）、通常通り新機器（機器認証対応）42に接続する。この場合、暗号化通信により安全に接続することが可能である。

[0081] 次に、ユーザが新コントローラ（機器認証対応）41と機器（AIF対応）52のボタンを押下したとする。これにより、新コントローラ（機器認証対応）41は、機器（AIF対応）52と機器認証を実行することで、認証対応機器であるか否かを判定する（図14、ステップS31→S32→S33）。そして、機器（AIF対応）52から平文を受信すると、認証対応機器でないと判定する（図14、ステップS33：NO）。すなわち、相互認証の開始時に平文（ECHONETに準拠したパケット）を受信した場合は

、認証対応機器でないと判定するようになっている。このように認証対応機器でないと判定した場合、更に、ホワイトリスト124に合致した許可機器（A | F対応）であるか否かを判定する（図14、ステップS35）。A | F対応であるかどうかの判定は、機器（A | F対応）52から受信したECHONETに準拠したパケットに基づいて行う。このとき、A | F対応であるかどうかを判定できなければ、機器（A | F対応）52から更なる情報を取得してもよい。機器（A | F対応）52は、ホワイトリスト124に合致するため、許可機器（A | F対応）であると判定することになる（図14、ステップS35：YES）。このように許可機器（A | F対応）であると判定した場合、セキュリティレベルを「2」と判定し（図14、ステップS36）、ユーザ確認のもと機器（A | F対応）52に接続する。なお、この場合、機能制限をして機器（A | F対応）52に接続するようにしてもよい。

[0082] 次に、ユーザが新コントローラ（機器認証対応）41と機器（レガシー）32のボタンを押下したとする。これにより、新コントローラ（機器認証対応）41は、機器（レガシー）32と機器認証を実行し、認証対応機器であるか否かを判定する（図14、ステップS31→S32→S33）。そして、機器（レガシー）32から平文を受信すると、認証対応機器でないと判定し（図14、ステップS33：NO）、更に、ホワイトリスト124に合致した許可機器（A | F対応）であるか否かを判定する（図14、ステップS35）。機器（レガシー）32は、ホワイトリスト124に合致しないため、許可機器（A | F対応）でないと判定することになる（図14、ステップS35：NO）。このように許可機器（A | F対応）でないと判定した場合、セキュリティレベルを「1」と判定し（図14、ステップS37）、ユーザ確認のもと機能制限をして機器（レガシー）32に接続する。

[0083] 以上のように、本実施の形態に係る通信システムでは、段階的なセキュリティレベルを判定し、この段階的なセキュリティレベルに応じて異なる強度の機能制限を課すようにしている。これにより、機器認証に対応している機器と対応していない機器とが混在する環境でも、機器認証に対応していない

機器を安全に操作することが可能である。

[0084] なお、機器（レガシー）32や機器（A | F対応）52への接続期間（運用マター）に問題があった場合は、新コントローラ（機器認証対応）41から接続を切断してもよい。すなわち、機能制限やユーザ確認があった場合でも、あらかじめ定められた期間制限を許容しない場合は接続を切断するようになっている。これにより、より安全に機器認証に対応していない機器を操作することが可能である。

[0085] （画面例）

図15は、新コントローラ（機器認証対応）41の表示部13に表示される画面例を示す図である。既に説明した通り、機器（レガシー）32や機器（A | F対応）52に接続する場合は、これら機器への接続許可をユーザに問い合わせる。例えば、機器（A | F対応）52がエアコンBである場合、図15に示すように、「エアコンBは新しい接続方式に対応していませんが、接続しますか？」等のメッセージを表示部13に表示し、「はい」又は「いいえ」をユーザに選択させてもよい。この確認画面13Aにおいて「はい」が選択された場合は、機器（A | F対応）52と通信を行う。

[0086] すなわち、機器（レガシー）32や機器（A | F対応）52は、機器認証に対応していないため、新コントローラ（機器認証対応）41からエラーを受信するか、一定時間後にタイムアウトとなる。このような場合でも、新コントローラ（機器認証対応）41の表示部13に確認画面13Aをポップアップさせ、ユーザによる確認のもと、機器（レガシー）32や機器（A | F対応）52を新コントローラ（機器認証対応）41と接続することが可能となっている。

[0087] なお、ここでは、接続許可をユーザに問い合わせることとしているが、確認画面はこれに限定されるものではない。例えば、機器（レガシー）32や機器（A | F対応）52のファームアップ又は交換を促すメッセージを表示部13に表示してもよい。これにより、機器（レガシー）32や機器（A | F対応）52が新機器（機器認証対応）42に交換された場合は、暗号化通

信により安全に接続することが可能である。

[0088] 図16は、新コントローラ（機器認証対応）41の表示部13に表示される別の画面例を示す図である。この図に示すように、機能制限部106による機能制限の一覧を確認するための確認画面13Bを表示部13に表示してもよい。このような機能制限の一覧は、機能制限情報125に基づいて生成することができる。ここでは、機器毎に「セキュリティレベル」「機能制限」「機器削除」を対応付けた場合を例示している。この確認画面13Bにおいて、ユーザ責任で「機能制限」を変更（解除を含む。）することも可能である。ユーザにより「機能制限」が変更された場合、その変更後の機能制限のもとで通信を行う。

[0089] （機能制限情報）

図17は、新コントローラ（機器認証対応）41の記憶部12に記憶される機能制限情報125の一例を示す図である。この機能制限情報125は、段階的なセキュリティレベルに応じて異なる強度の機能制限を規定したテーブルである。エアコン、蓄電池、太陽光発電、及び、瞬間式給湯器等の機器毎に機能制限情報125が規定されている。このようにすれば、新コントローラ（機器認証対応）41は、各機器の特性に応じた機能制限を実現することが可能である。

[0090] 図17に示すように、セキュリティレベル1の場合は「機能制限あり」、セキュリティレベル2の場合は「一部機能制限あり」、セキュリティレベル3の場合は「機能制限なし」としている。具体的には、セキュリティレベル1の場合は、新コントローラ（機器認証対応）41は、基本的な情報（動作状態及び設定情報）の取得コマンドのみ許可する。また、セキュリティレベル2の場合は、新コントローラ（機器認証対応）41は、セキュリティレベル1の場合に加えて、一部の操作系及び設定系のコマンドを許可する。ただし、課金及びプライバシーに関わる情報の取得と、運転動作状態の設定及び変更に関しては禁止する。セキュリティレベル3でない場合（機器認証に対応していない場合）は、コマンドの改ざんの恐れがあるためである。以下、

エアコン、蓄電池、太陽光発電、及び、瞬間式給湯器等の機器毎に更に詳しく説明する。

- [0091] 新コントローラ（機器認証対応）41は、エアコンについては、セキュリティレベル1の場合、情報取得のみ可とし、操作系は全て禁止する。また、セキュリティレベル2の場合、不安全ではない温度上下限範囲内の温度設定は可とする。
- [0092] 新コントローラ（機器認証対応）41は、蓄電池については、セキュリティレベル1の場合、基本的な情報取得のみ可とし、操作系や電力売買等の課金に関わる電力量情報取得は禁止する。また、セキュリティレベル2の場合、不安全的な動作や電力系統に影響を与える可能性のある動作を禁止する。
- [0093] 新コントローラ（機器認証対応）41は、太陽光発電については、セキュリティレベル1の場合、基本的な情報取得のみ可とする。また、セキュリティレベル2の場合、課金に関わる積算発電電力量計測値取得を禁止する。
- [0094] 新コントローラ（機器認証対応）41は、瞬間式給湯器については、セキュリティレベル1の場合もセキュリティレベル2の場合も、基本的な情報取得のみ可とし、ユーザの意図しない給湯器運転の可能性のある風呂自動モード設定を禁止する。
- [0095] 以上説明したように、本実施の形態に係る通信システムが備える新コントローラ（機器認証対応）41は、電子証明書を用いた相互認証に成功した機器と暗号化通信を行うコントローラであって、判定部105と、機能制限部106と、通信部11とを備える。判定部105は、通信対象の機器が相互認証に対応している認証対応機器であるか否かを判定する。機能制限部106は、判定部105により認証対応機器でないと判定された場合、その通信対象の機器が有する機能のうち、新コントローラ（機器認証対応）41から操作可能な機能を制限する。通信部11は、機能制限部106による機能制限のもと通信対象の機器と平文で通信を行う。これにより、機器認証に対応している機器と対応していない機器とが混在する環境でも、機器認証に対応していない機器を安全に操作することが可能である。

- [0096] また、判定部 105 は、通信対象の機器が認証対応機器でないと判定した場合、更に、通信対象の機器がホワイトリスト 124 に合致した許可機器であるかホワイトリスト 124 に合致しないレガシー機器であるか否かを判定してもよい。機能制限部 106 は、判定部 105 により許可機器であると判定された場合はレガシー機器であると判定された場合に比べて機能制限が少なくてもよい。これにより、例えば、AIF に対応している機器に対する機能制限は、レガシー機器に対する機能制限に比べて緩和することが可能である。
- [0097] また、機能制限部 106 は、判定部 105 によりレガシー機器であると判定された場合、動作状態及び設定情報の取得コマンドのみ許可してもよい。これにより、レガシー機器が脅威にさらされる可能性を極力抑えることが可能である。
- [0098] また、機能制限部 106 は、判定部 105 により許可機器であると判定された場合、動作状態及び設定情報の取得コマンドを許可するほか、操作系及び設定系のコマンドを許可してもよい（ただし、課金及びプライバシーに関わる情報の取得と、運転動作状態の設定及び変更を除く）。これにより、許可機器が脅威にさらされる可能性を低減しながらも、許可機器の特性に応じたコマンドを利用することが可能である。
- [0099] 更に、判定部 105 により認証対応機器でないと判定された場合、通信対象の機器への接続許可をユーザに問い合わせるため、新コントローラ（機器認証対応）41 と通信可能な表示部 13 に確認画面 13A を表示させてもよい。これにより、ユーザ確認のもと通信対象の機器への接続を許可することができるため、必要以上に機能制限される不都合を回避することが可能である。
- [0100] 更に、機能制限部 106 による機能制限を変更するため、新コントローラ（機器認証対応）41 と通信可能な表示部 13 に確認画面 13B を表示させてもよい。これにより、ユーザ確認のもと機能制限を変更（解除を含む。）することができるため、必要以上に機能制限される不都合を回避することが

可能である。

[0101] また、判定部105は、相互認証の開始時にECHONETに準拠したパケットを受信した場合、認証対応機器でないと判定してもよい。これにより、確実かつ容易に認証対応機器であるかどうかを判定することが可能である。

[0102] なお、上記の説明では、通信対象の機器が認証対応機器であるか許可機器であるかレガシー機器であるかによって3段階のセキュリティレベルを判定することとしているが、セキュリティレベルは2段階以上であればよい。最も高いセキュリティレベルである場合を除き、何らかの機能制限を課すようにすれば、同様の効果が得られる。

[0103] また、許可機器としてAIFに対応している機器を例示したが、何らかの規格に対応している機器であれば、許可機器として採用することができる。複数種類の許可機器を採用する場合は、許可機器毎に異なるセキュリティレベルを設定してもよい。この場合、許可機器毎に異なるセキュリティレベルに応じて異なる強度の機能制限を課すようにしてもよいのはもちろんである。

[0104] また、機器（レガシー）32や機器（AIF対応）52に接続する場合に確認画面13Aを表示することとしているが（図15参照）、機器（レガシー）32に接続する場合と機器（AIF対応）52に接続する場合とで異なる確認画面を表示してもよい。これにより、セキュリティレベルが低いほどユーザが接続許可を出しにくくすることも可能である。

[0105] また、判定部105は、相互認証の開始時にECHONETに準拠したパケットを受信した場合、認証対応機器でないと判定することとしているが、認証対応機器を判定するタイミングや判定の方法は特に限定されるものではない。例えば、機器（レガシー）32や機器（AIF対応）52がECHONET以外の規格に準拠している場合は、そのECHONET以外の規格に準拠したパケットを受信したかどうかを判定すればよい。

[0106] また、新コントローラ（機器認証対応）41として実現することができる

だけでなく、新コントローラ（機器認証対応）41が備える特徴的な処理部を各ステップとする通信方法として実現したり、それらの各ステップをコンピュータに実行させる通信プログラムとして実現したりすることも可能である。このようなプログラムは、CD-ROM等の記録媒体やインターネット等の伝送媒体を介して配信することができるのはいうまでもない。

[0107] （その他の実施の形態）

上記のように、実施の形態を記載したが、この開示の一部をなす論述及び図面は本実施の形態を限定するものであると理解すべきではない。この開示から当業者には様々な代替実施の形態、実施例及び運用技術が明らかとなる。

[0108] 例えば、既に述べた実施の形態において、図7～図10のシーケンス図は、コントローラ1と機器2とが逆であっても同様の処理を行うことができるようにしてもよい。

[0109] 上記の他、ここでは記載していない様々な実施の形態等を含むことは勿論である。したがって、本実施の形態の技術的範囲は上記の説明から妥当な請求の範囲に係る発明特定事項によってのみ定められるものである。

符号の説明

- [0110] 11、21 通信部
13 表示部
13A、13B 確認画面
41 新コントローラ（機器認証対応），コントローラ
105 判定部
106 機能制限部
124 ホワイトリスト（許可リスト）

請求の範囲

- [請求項1] 電子証明書を用いた相互認証に成功した機器と暗号化通信を行うコントローラであって、
- 通信対象の機器が前記相互認証に対応している認証対応機器であるか否かを判定する判定部と、
- 前記判定部により前記認証対応機器でないと判定された場合、前記通信対象の機器が有する機能のうち、当該コントローラから操作可能な機能を制限する機能制限部と、
- 前記機能制限部による機能制限のもと前記通信対象の機器と平文で通信を行う通信部とを備える
- コントローラ。
- [請求項2] 前記判定部は、前記通信対象の機器が前記認証対応機器でないと判定した場合、更に、前記通信対象の機器が許可リストに合致した許可機器であるか前記許可リストに合致しない非許可機器であるか否かを判定し、
- 前記機能制限部は、前記判定部により前記許可機器であると判定された場合は前記非許可機器であると判定された場合に比べて機能制限が少ない
- 請求項1に記載のコントローラ。
- [請求項3] 前記機能制限部は、前記判定部により前記非許可機器であると判定された場合、動作状態及び設定情報の取得コマンドのみ許可する
- 請求項2に記載のコントローラ。
- [請求項4] 前記機能制限部は、前記判定部により前記許可機器であると判定された場合、動作状態及び設定情報の取得コマンドを許可するほか、課金及びプライバシーに関わる情報の取得と、運転動作状態の設定及び変更を除き、操作系及び設定系のコマンドを許可する
- 請求項2に記載のコントローラ。
- [請求項5] 更に、前記判定部により前記認証対応機器でないと判定された場合

、前記通信対象の機器への接続許可をユーザに問い合わせるため、当該コントローラと通信可能な表示部に確認画面を表示させる

請求項 1 から 4 のいずれか 1 項に記載のコントローラ。

[請求項6] 更に、前記機能制限部による機能制限を変更するため、当該コントローラと通信可能な表示部に確認画面を表示させる

請求項 1 から 5 のいずれか 1 項に記載のコントローラ。

[請求項7] 前記判定部は、前記相互認証の開始時に ECHONET に準拠したパケットを受信した場合、前記認証対応機器でないと判定する

請求項 1 から 6 のいずれか 1 項に記載のコントローラ。

[請求項8] コントローラが電子証明書を用いて相互認証に成功した機器と暗号化通信を行う場合の通信方法であって、

前記コントローラが、通信対象の機器が前記相互認証に対応している認証対応機器であるか否かを判定する判定ステップと、

前記コントローラが、前記判定ステップで前記認証対応機器でないと判定した場合、前記通信対象の機器が有する機能のうち、当該コントローラから操作可能な機能を制限する機能制限ステップと、

前記コントローラが、前記機能制限ステップにおける機能制限のもと前記通信対象の機器と平文で通信を行う通信ステップとを含む通信方法。

[請求項9] 更に、前記判定ステップで前記認証対応機器でないと判定された場合、前記通信対象の機器への接続許可をユーザに問い合わせるため、当該コントローラと通信可能な表示部に確認画面を表示させる表示ステップを含む

請求項 8 に記載の通信方法。

[請求項10] 更に、前記機能制限ステップにおける機能制限を変更するため、当該コントローラと通信可能な表示部に確認画面を表示させる表示ステップを含む

請求項 8 又は 9 に記載の通信方法。

[請求項11] コントローラが電子証明書を用いて相互認証に成功した機器と暗号化通信を行う通信システムであって、

 前記コントローラが、

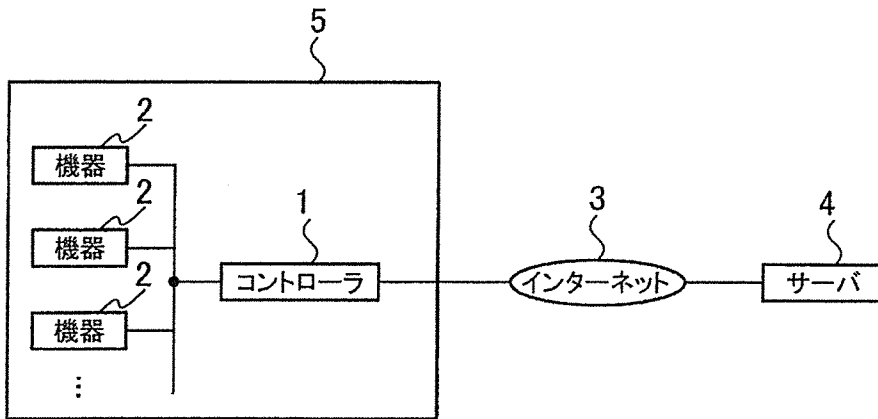
 通信対象の機器が前記相互認証に対応している認証対応機器であるか否かを判定する判定部と、

 前記判定部により前記認証対応機器でないと判定された場合、前記通信対象の機器が有する機能のうち、当該コントローラから操作可能な機能を制限する機能制限部と、

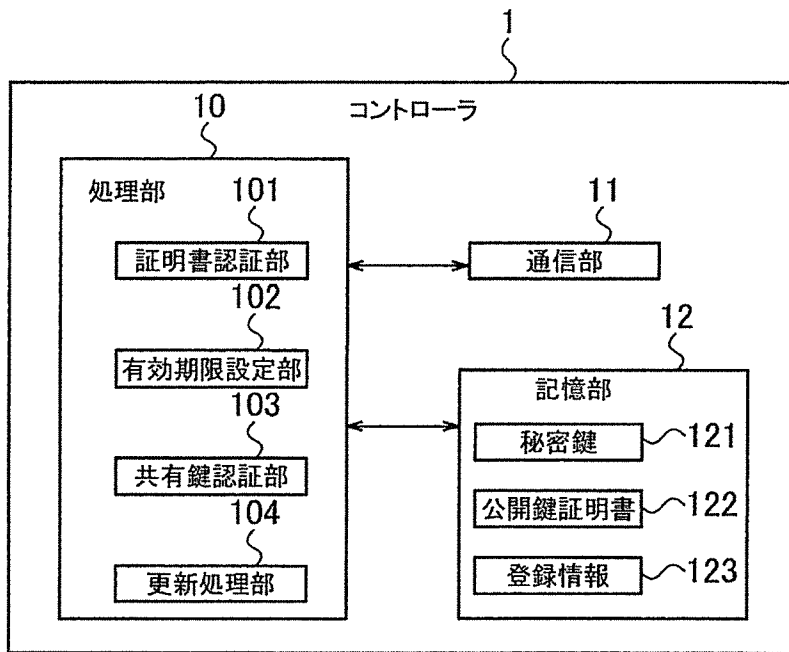
 前記機能制限部による機能制限のもと前記通信対象の機器と平文で通信を行う通信部とを備える

 通信システム。

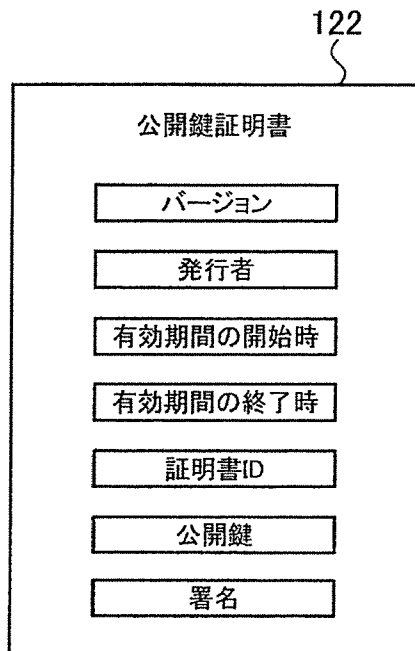
[図1]



[図2]



[図3]

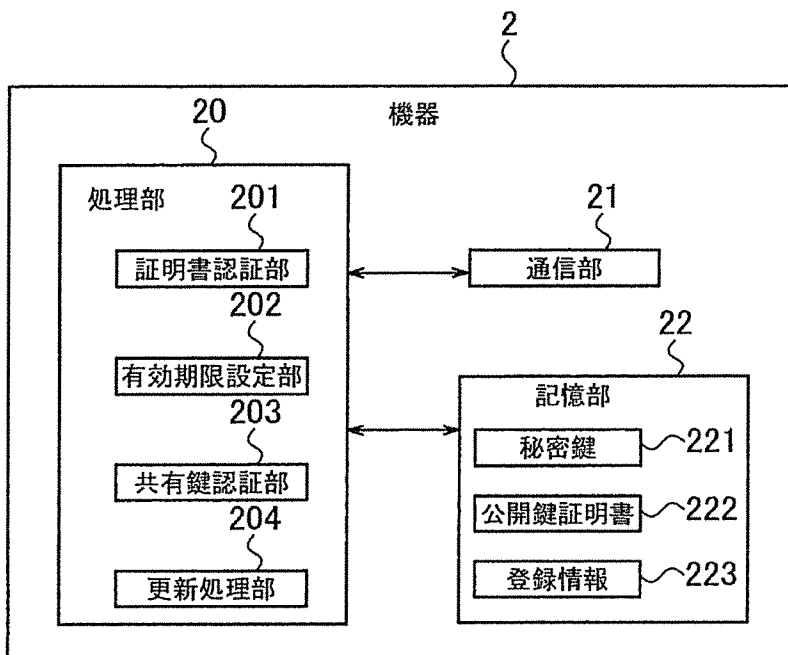


[図4]

123

機器ID	証明書ID	共有鍵	グループ鍵	セッション鍵	セッション残り時間
D1	P1	01234...	11223...	11122...	13:40:50
D2	P2	98765...		22233...	13:41:24
D3	P3	19283...		33344...	16:02:13
...

[図5]

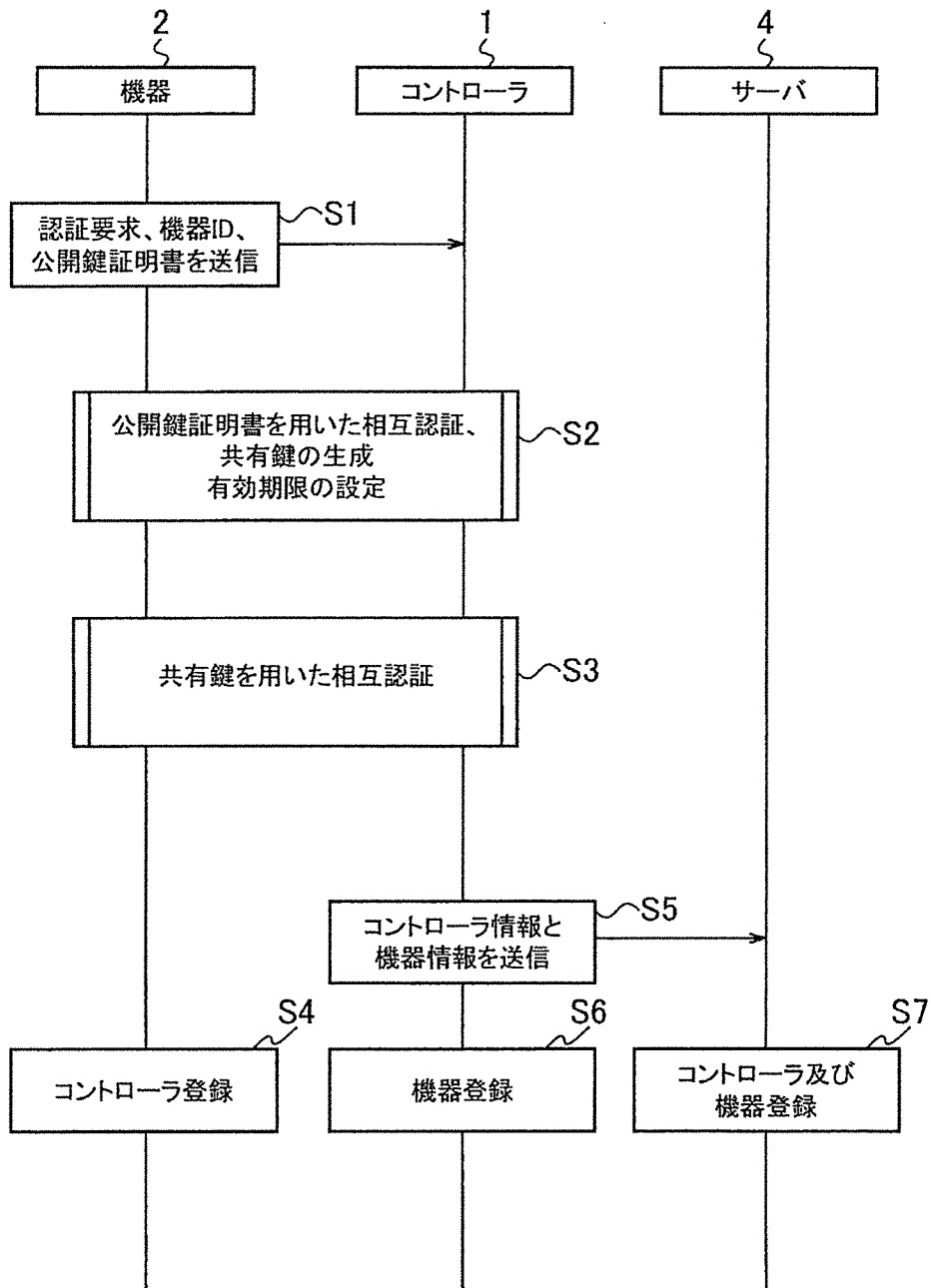


[図6]

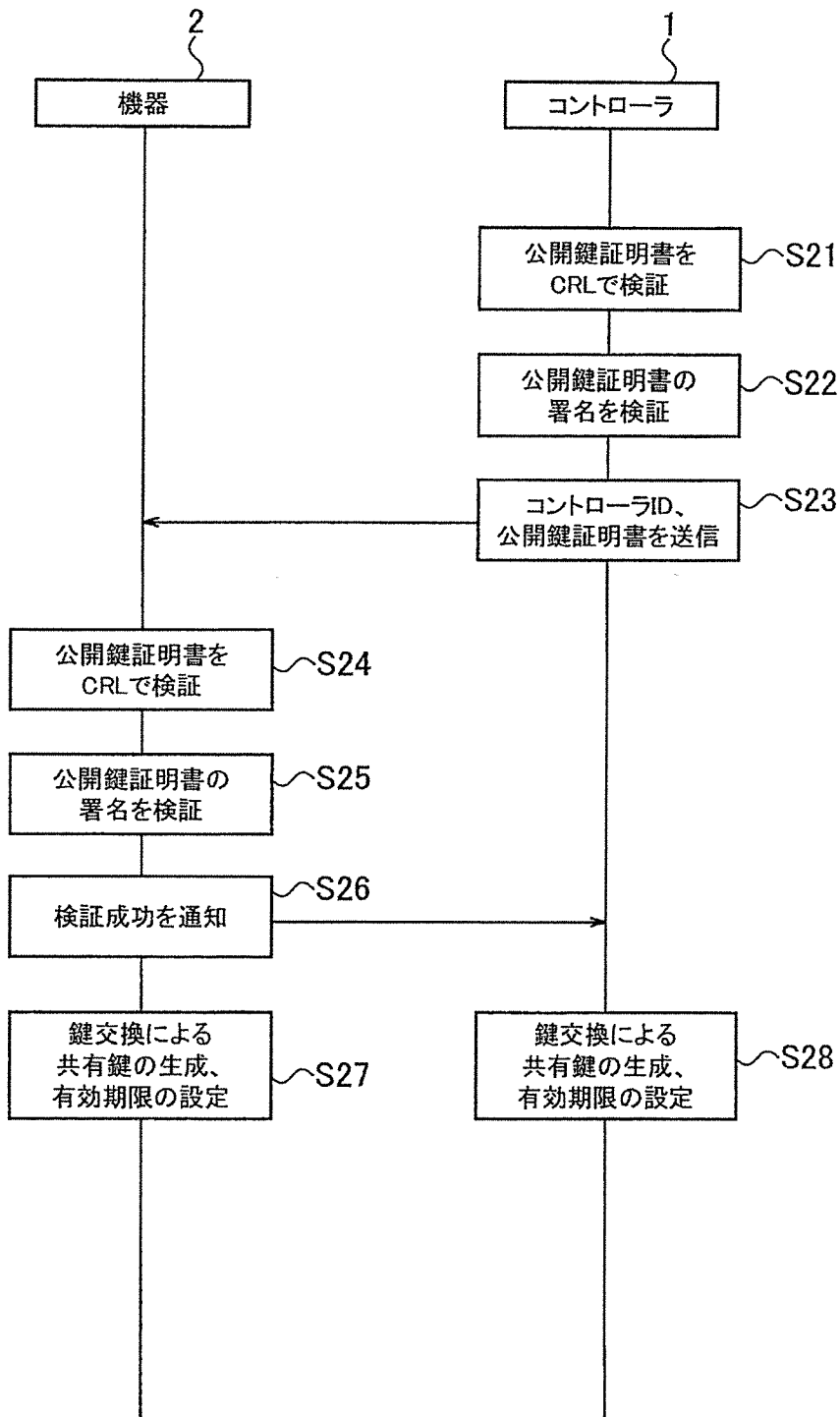
223

コントローラID	証明書ID	共有鍵	グループ鍵	セッション鍵	セッション残り時間
C1	Q1	01234...	11223...	11122...	13:40:50
...

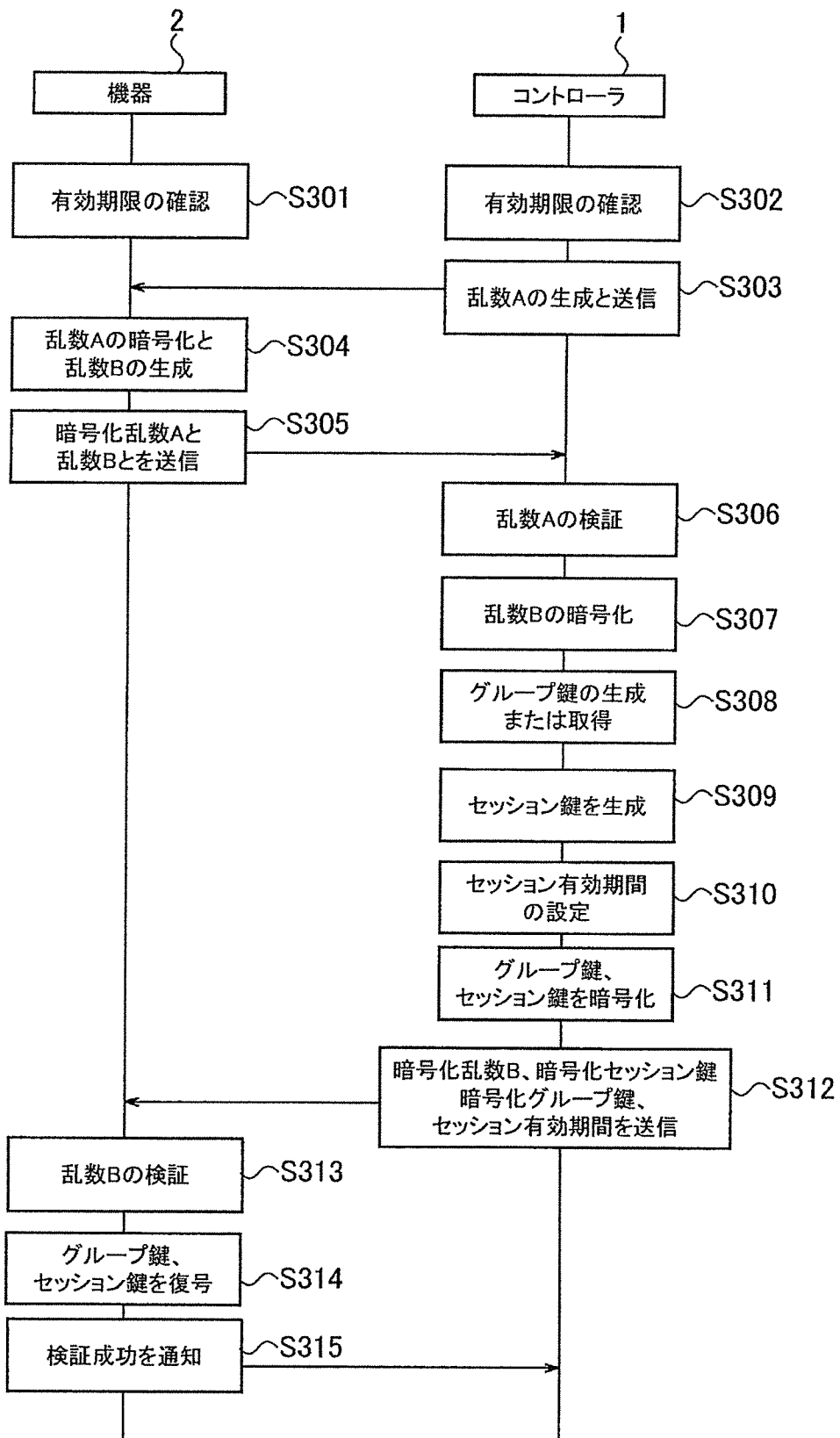
[図7]



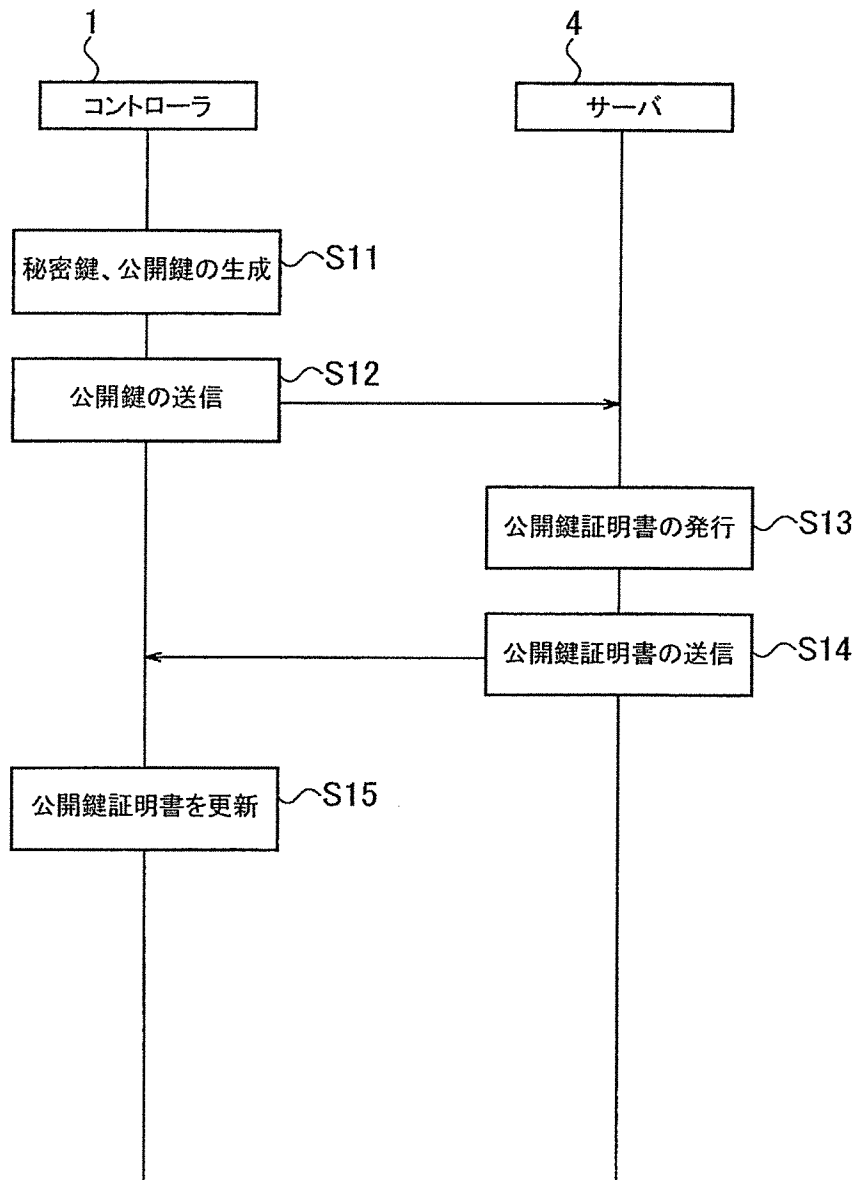
[図8]



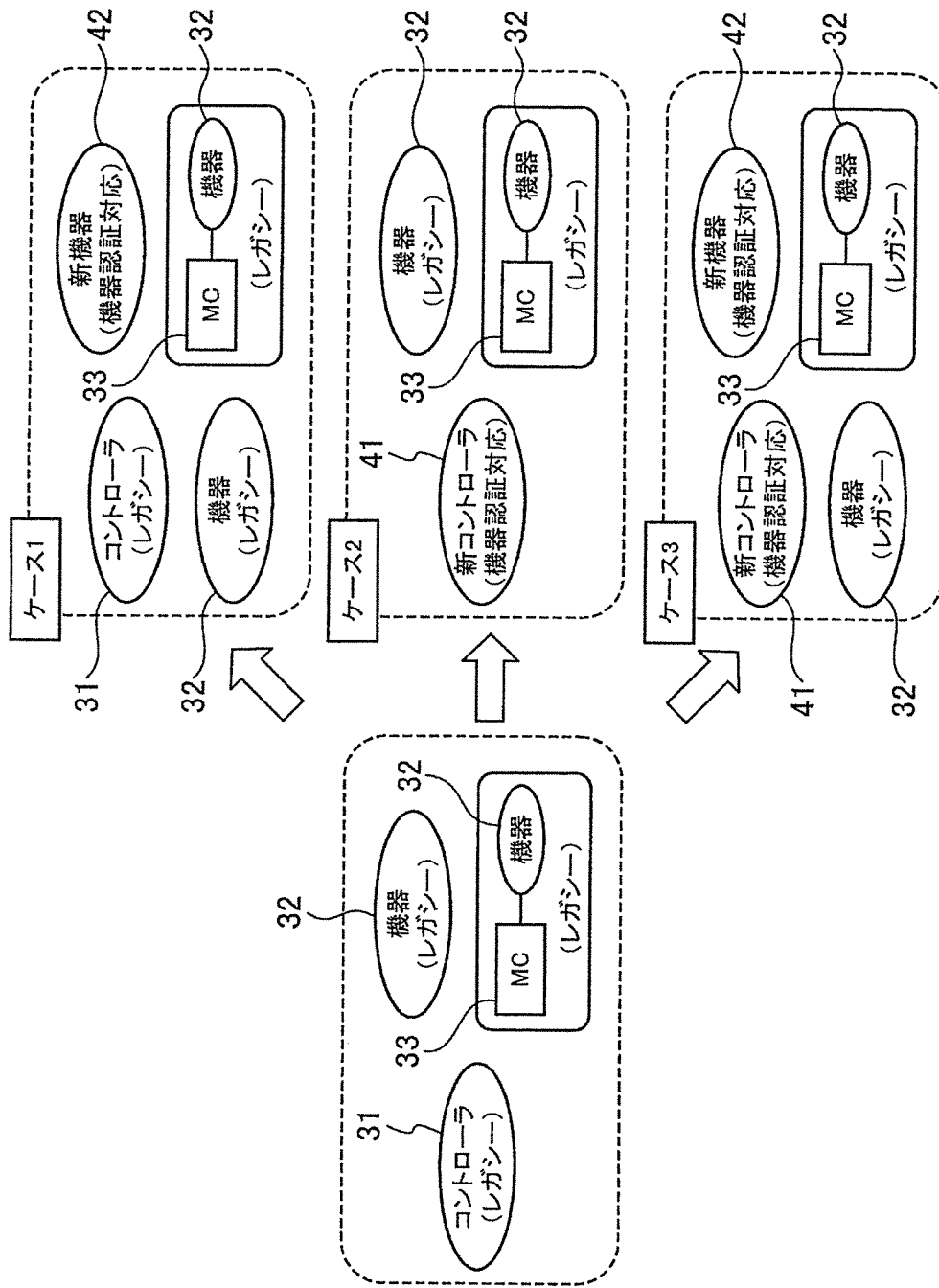
[図9]



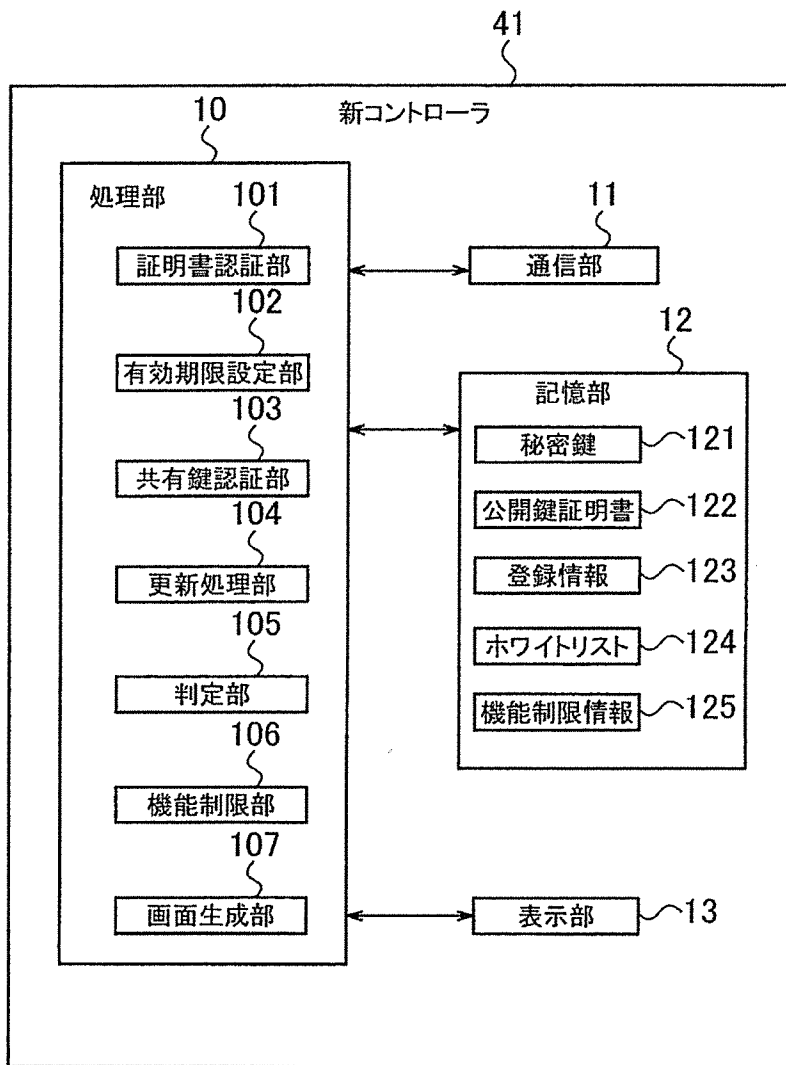
[図10]



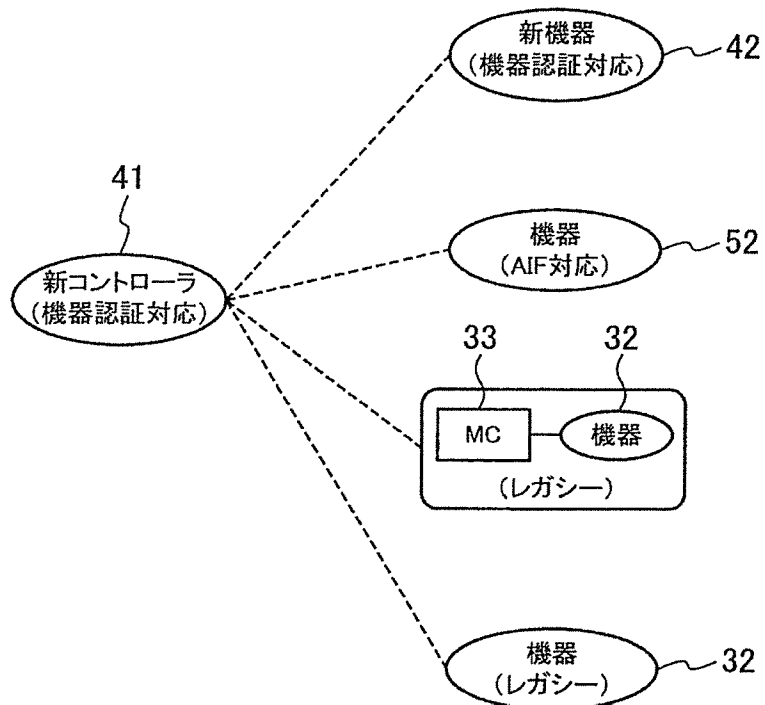
[図11]



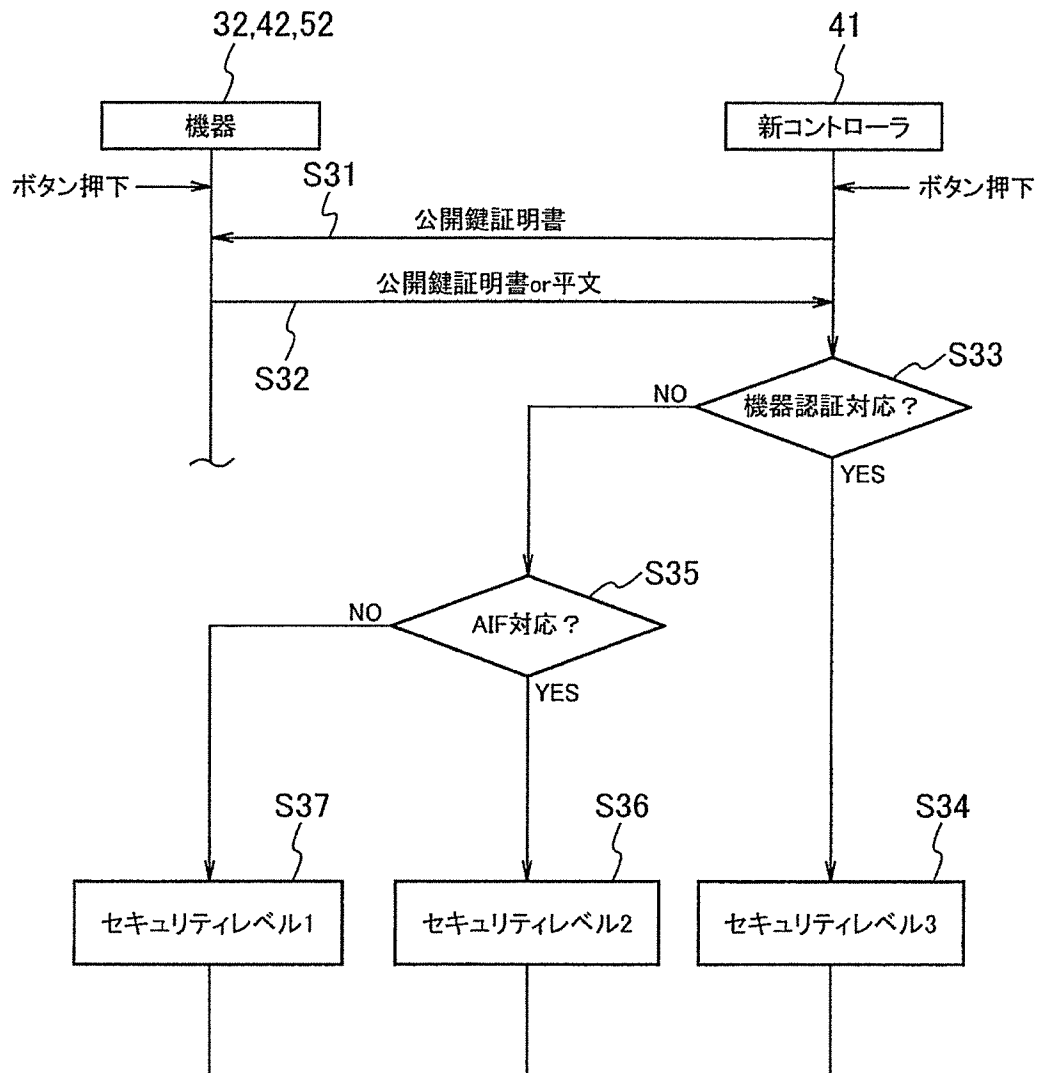
[図12]



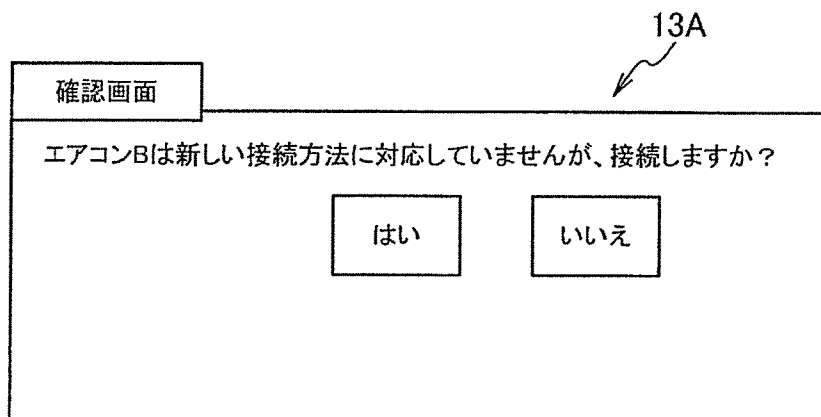
[図13]



[図14]



[図15]



[図16]

13B
↙

設定確認一覧			
	セキュリティレベル	機能制限	機器削除
エアコンA	3	なし	—
エアコンB	2	一部	—
照明	1	On/Offのみ	—

[図17]

←125

セキュリティ レベル 機器	3(機器認証対応) 機能制限なし	2(AIF対応) 一部機能制限あり	1(レガシー機器) 機能制限あり
エアコン	(1) 動作状態・設定情報等 取得可 (2) 温度設定可 (3) 電源ON/OFF可	(1) 動作状態・設定情報等 取得可 (2) 温度設定可 (3) 電源ON/OFF不可	(1) 動作状態・設定情報等 取得可 (2) 温度設定不可 (3) 電源ON/OFF不可
蓄電池	(1) 動作状態・設定情報等 取得可 (2) 電力量情報取得可 (3) 運転モード設定可 (急速充電/充電/放電/待機/ テスト/自動/その他)	(1) 動作状態・設定情報等 取得可 (2) 電力量情報取得可 (3) 運転モード設定不可 (急速充電/充電/放電/待機/ テスト/自動/その他)	(1) 動作状態・設定情報等 取得可 (2) 電力量情報取得不可 (3) 運転モード設定不可 (急速充電/充電/放電/待機/ テスト/自動/その他)
太陽光 発電	(1) 動作状態・設定情報等 取得可 (2) 瞬時発電電力量計測値 取得可 (3) 積算発電電力量計測値 取得可	(1) 動作状態・設定情報等 取得可 (2) 瞬時発電電力量計測値 取得可 (3) 積算発電電力量計測値 取得不可	(1) 動作状態・設定情報等 取得可 (2) 瞬時発電電力量計測値 取得不可 (3) 積算発電電力量計測値 取得不可
瞬間式 給湯器	(1) 動作状態・設定情報等 取得可 (2) 風呂自動モード設定可	(1) 動作状態・設定情報等 取得可 (2) 風呂自動モード設定不可	(1) 動作状態・設定情報等 取得可 (2) 風呂自動モード設定不可

INTERNATIONAL SEARCH REPORT

International application No.

PCT/JP2016/003595

A. CLASSIFICATION OF SUBJECT MATTER

H04L9/14(2006.01) i, G06F21/44(2013.01) i, H04L9/08(2006.01) i, H04L9/32(2006.01) i

According to International Patent Classification (IPC) or to both national classification and IPC

B. FIELDS SEARCHED

Minimum documentation searched (classification system followed by classification symbols)

H04L9/14, G06F21/44, H04L9/08, H04L9/32

Documentation searched other than minimum documentation to the extent that such documents are included in the fields searched

Jitsuyo Shinan Koho	1922-1996	Jitsuyo Shinan Toroku Koho	1996-2016
Kokai Jitsuyo Shinan Koho	1971-2016	Toroku Jitsuyo Shinan Koho	1994-2016

Electronic data base consulted during the international search (name of data base and, where practicable, search terms used)

C. DOCUMENTS CONSIDERED TO BE RELEVANT

Category*	Citation of document, with indication, where appropriate, of the relevant passages	Relevant to claim No.
A	Kosuke MATSUIISHI et al., "ECHONET Lite Protocol ni Taio shita Kaden Ninshiki Smart Tap no Teian", Symposium on Multimedia, Distributed, Cooperative and Mobile Systems (DICOM02015) Ronbunshu [CD-ROM], 08 July 2015 (08.07.2015), vol.2015, no.1, pages 217 to 223	1-11
A	JP 2015-132943 A (Panasonic Intellectual Property Management Co., Ltd.), 23 July 2015 (23.07.2015), paragraphs [0019] to [0045], [0057] to [0064], [0068]; fig. 1 to 3, 6 to 7 & WO 2015/104628 A1	1-11

Further documents are listed in the continuation of Box C.

See patent family annex.

* Special categories of cited documents:

"A" document defining the general state of the art which is not considered to be of particular relevance

"E" earlier application or patent but published on or after the international filing date

"L" document which may throw doubts on priority claim(s) or which is cited to establish the publication date of another citation or other special reason (as specified)

"O" document referring to an oral disclosure, use, exhibition or other means

"P" document published prior to the international filing date but later than the priority date claimed

"T" later document published after the international filing date or priority date and not in conflict with the application but cited to understand the principle or theory underlying the invention

"X" document of particular relevance; the claimed invention cannot be considered novel or cannot be considered to involve an inventive step when the document is taken alone

"Y" document of particular relevance; the claimed invention cannot be considered to involve an inventive step when the document is combined with one or more other such documents, such combination being obvious to a person skilled in the art

"&" document member of the same patent family

Date of the actual completion of the international search
08 September 2016 (08.09.16)

Date of mailing of the international search report
20 September 2016 (20.09.16)

Name and mailing address of the ISA/
Japan Patent Office
3-4-3, Kasumigaseki, Chiyoda-ku,
Tokyo 100-8915, Japan

Authorized officer

Telephone No.

INTERNATIONAL SEARCH REPORT

International application No.

PCT/JP2016/003595

C (Continuation). DOCUMENTS CONSIDERED TO BE RELEVANT

Category*	Citation of document, with indication, where appropriate, of the relevant passages	Relevant to claim No.
A	JP 2008-186354 A (Toshiba Corp.), 14 August 2008 (14.08.2008), paragraphs [0013] to [0027]; fig. 2 (Family: none)	1-11
A	US 2013/0232556 A1 (PANASONIC CORP.), 05 September 2013 (05.09.2013), paragraphs [0112] to [0136]; fig. 4 & JP 5451950 B1 & JP 2014-75970 A & WO 2013/118511 A1 & CN 103597691 A	1-11
A	JP 2011-211537 A (Nippon Telegraph and Telephone Corp.), 20 October 2011 (20.10.2011), abstract (Family: none)	1-11

A. 発明の属する分野の分類 (国際特許分類 (IPC))
 Int.Cl. H04L9/14(2006.01)i, G06F21/44(2013.01)i, H04L9/08(2006.01)i, H04L9/32(2006.01)i

B. 調査を行った分野
 調査を行った最小限資料 (国際特許分類 (IPC))

Int.Cl. H04L9/14, G06F21/44, H04L9/08, H04L9/32

最小限資料以外の資料で調査を行った分野に含まれるもの

日本国実用新案公報	1922-1996年
日本国公開実用新案公報	1971-2016年
日本国実用新案登録公報	1996-2016年
日本国登録実用新案公報	1994-2016年

国際調査で使用了電子データベース (データベースの名称、調査に使用した用語)

C. 関連すると認められる文献

引用文献の カテゴリー*	引用文献名 及び一部の箇所が関連するときは、その関連する箇所の表示	関連する 請求項の番号
A	松石 浩輔、他、ECHONET Liteプロトコルに対応した家電認識スマートタップの提案、マルチメディア、分散、協調とモバイル (DICOMO2015) シンポジウム論文集 [CD-ROM], 2015.07.08, Vol. 2015, No. 1, p. 217-223	1-11

C欄の続きにも文献が列挙されている。 パテントファミリーに関する別紙を参照。

* 引用文献のカテゴリー	の日の後に公表された文献
「A」特に関連のある文献ではなく、一般的技術水準を示すもの	「T」国際出願日又は優先日後に公表された文献であって出願と矛盾するものではなく、発明の原理又は理論の理解のために引用するもの
「E」国際出願日前の出願または特許であるが、国際出願日以後に公表されたもの	「X」特に関連のある文献であって、当該文献のみで発明の新規性又は進歩性がないと考えられるもの
「L」優先権主張に疑義を提起する文献又は他の文献の発行日若しくは他の特別な理由を確立するために引用する文献 (理由を付す)	「Y」特に関連のある文献であって、当該文献と他の1以上の文献との、当業者にとって自明である組合せによって進歩性がないと考えられるもの
「O」口頭による開示、使用、展示等に言及する文献	「&」同一パテントファミリー文献
「P」国際出願日前で、かつ優先権の主張の基礎となる出願	

国際調査を完了した日 08.09.2016	国際調査報告の発送日 20.09.2016
--------------------------	--------------------------

国際調査機関の名称及びあて先 日本国特許庁 (ISA/J P) 郵便番号100-8915 東京都千代田区霞が関三丁目4番3号	特許庁審査官 (権限のある職員) 青木 重徳 電話番号 03-3581-1101 内線 3546	5S 4229
---	--	---------

C (続き) 関連すると認められる文献		
引用文献の カテゴリー*	引用文献名 及び一部の箇所が関連するときは、その関連する箇所の表示	関連する 請求項の番号
A	JP 2015-132943 A (パナソニック IPマネジメント株式会社) 2015.07.23, 段落 [0019] - [0045], [0057] - [0064], [0068], [図1] - [図3], [図6] - [図7] & WO 2015/104628 A1	1-11
A	JP 2008-186354 A (株式会社東芝) 2008.08.14, 段落 [0013] - [0027], [図2] (ファミリーなし)	1-11
A	US 2013/0232556 A1 (PANASONIC CORPORATION) 2013.09.05, 段落 [0112] - [0136], FIG. 4 & JP 5451950 B1 & JP 2014-75970 A & WO 2013/118511 A1 & CN 103597691 A	1-11
A	JP 2011-211537 A (日本電信電話株式会社) 2011.10.20, [要約] (ファミリーなし)	1-11